平成２３年（フ）第７６６４号
大阪府高槻市城西町９番22号
債務者　濵本　明美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６６５号
大阪市港区八幡屋３丁目17番５号　ＷＯＲＫＥＲ　Ｖｏｌ．１―207号
債務者　市川　敏廣
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６６８号
大阪府吹田市江の木町15番９―202号
債務者　蛭川　清美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６７０号
大阪市住之江区浜口西１丁目９番10―305号、前住所大阪市住之江区新北島５丁目３番22―1001号
債務者　真邉　秀美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６７６号
大阪市浪速区敷津西２丁目９番３号　ベースビルⅡ502号
債務者　荒井　將博
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６８０号
大阪府大東市御領３丁目５番31号　ＯＫハイツ201号
債務者　平野　千春
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６８１号
大阪市生野区巽東２丁目３番２―505号
債務者　西山　　聖（旧姓清宮）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６８３号
大阪府豊中市服部西町３丁目４番18―105号
債務者　南　　和夫
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２号
兵庫県洲本市千草己449番地８
債務者　北岡　久美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第２７４号
広島県福山市引野町２丁目５番３号　むつみ荘５号
債務者　植田　勝已
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２７５号
広島県福山市西深津町５丁目19番39号　藤井住宅Ｇ号棟
債務者　中内　　徹
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２８２号
広島県福山市東深津町６丁目１番56－５号、旧住所岡山県笠岡市神島外浦2781番地
債務者　山本　　明
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２８７号
広島県福山市西深津町１丁目２番７号　コーポあけぼの205、旧住所広島県福山市川口町１丁目11番20号　メイプルタウン川口201
債務者　國本　一貴
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２９０号
広島県福山市沖野上町４丁目20番26―202号池田ビル、旧住所広島県福山市伊勢丘７丁目34番17号　鳳ハイツ202
債務者　大山　勝也
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６７号
高知県宿毛市松田町３番９号　エムオーハイツ２―103号、住民票上の住所高知県宿毛市沖の島町母島985番地
債務者　安本　大介
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第３８２号
青森市大字大野字山下80番地４
債務者　竹内明日香
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６４号
名古屋市中川区江松１丁目608番地　アーバンＫＡＺＵ―Ｃ棟101号
債務者　大森　和恵（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部